

〔資料紹介〕

安井息軒宛て中村貞太郎（北有馬太郎）書翰の翻印と解題

町 泉寿郎

はじめに

本稿にその安井息軒宛の書翰を紹介する中村貞太郎（一八二七～一八六一、名は百之・誠之・廣矛、字は孟達、通称は貞太郎・太郎、別号に誠所・儲古斎等）は、北有馬太郎の変名でも知られる幕末の勤皇家で、夷人館焼撃を計画していた志士清河八郎が傷害事件の末に逃亡したのを幫助した廉で捕縛され獄死した人物である。また儒学の師である息軒の長女須磨子を娶り、須磨子との間に生まれた長男が明治・大正・昭和初期の漢学者として知られる安井小太郎（一八五八～一九三八）である。したがって、幕末維新史においては一定の知名度があり、日本漢学史上も軽視すべき存在ではない。

筆者は本誌九号に「芳野金陵宛安井息軒書翰（芳野家所蔵）の解題と翻印」を掲載した際の資料調査の過程で、宮崎市清武町の安井息軒顕彰会および清武歴史館の関係諸氏からさまざま

な資料提供を受けた。ここに紹介する安井息軒宛の中村貞太郎書翰もその一つであり、もともと安井小太郎の直系の子孫が保管してきたもので、近年に安井息軒顕彰会に寄贈された資料である。

息軒に関してはこれまで少なからぬ基礎資料や研究の蓄積があり、貞太郎に関しても近年、小高旭之氏によってその評伝が刊行されている。しかし顕彰会所蔵の当該書翰はそのいずれにも使用されておらず、特に貞太郎の日記が缺けている安政中の書翰が多いことから、貞太郎および息軒の事跡を補充し、幕末期儒者の動向を考察する上でも貴重な一次資料と考えるものがある。

翻印にさきだち、貞太郎に関する簡単な紹介と資料の背景に関する説明が必要と思われるが、はじめ貞太郎が仕えた久留米藩の十代藩主有馬頼永（一八二二～四六）とそれを輔佐した天保学連と呼ばれる人物たち―岡永松陽・真木和泉・木村重任・

水野正名らの活動については、頼永早世後の同藩の分裂抗争うち続く政治状況が複雑であることと、頼永歿後は元来久留米出身ではないうえ遊歴がちの中村貞太郎と藩との間に距離ができたと思われることから、この点には余り深入りせず、むしろ頼永襲封以前の貞太郎の東上に関して独自の逸話を伝えている安井小太郎語るところの「略伝」を、年代など最小限を補記（小字ゴチック体）してここに転載しておきたい。文章の後半は安井家の略歴であるが、清武の安井家と江戸にでた息軒の安井家の継承を、小太郎自身が語っている点で貴重であるので、長文になるが全文を掲げておく。

私の父は、中村貞太郎と申し、肥前南高来郡北有馬村の者で、肥前島原松平家の郷士であったが、父を寛平と称しました。（即ち私の祖父に当る）父が十五歳のとき天保九年私の祖父は男女の子供八人を従へて久留米の有馬家の御用商人となりました。

当時、久留米に木村重任オモツクといふ志士があり、日新学舎をたて、青年子弟を教育して居りましたが、父はその日新学舎に入つて勉強することとなり、ここで真木和泉守マキ（後に切腹して死せり）などと親しく交るやうになりました。その頃久留米に一つの問題が起つた。それは有馬侯頼徳が病気で、義源公頼永といふ若殿があつたけれども、幕府の役人は、幕府から養子を迎へ

て貰ひたい、そうすれば、有馬家に五万石を増すと説きこんだ。これに目がくらんで、国家老と相談して之を迎へやうとしたものがあつたが、有馬侯はそのとき江戸にゐたので、この事を知らなかつた。そこで、このことが久留米の宿に知れわたると共に、江戸の有馬侯に知らせるものを出るのを恐れて、当事者は、新しい関所を造つて江戸との交通を断たうとした。木村重任は非常に之を憤慨し、或日、父を日新学舎に呼び出して、これが志士の意見書であるとして一通の書状を示し、江戸の有馬侯へ届けることを託しました。父はこのとき十六歳天保十三年。その使命遂行を引きうけ、従者一人をつれて門司の郊外にある大里ダイリといふ所に来た。木村が父に頼んだのは、父は元来久留米の人ではなかつたから、知人も少く、且つ言語等から見て久留米人とは考へられなかつたので、父にこの使命を託したのもと思はれます。日新学舎で元服のうへ、翌日早朝出立し、関所も難なく通過することが出来て、大里に来ることが出来たのであります。大里から船で兵庫に上陸し、東海道を江戸に上つた。

有馬侯は父の持参した書状をみて非常に驚き、早速幕府の若年寄か誰かにこの事情を伝へて、漸く事なきを得ました。父は用が済んだので久留米に帰り、また暫らくして江戸に来た。有馬侯が病没され天保十五年四月三日、義源公が位をついだとき天保十五年弘化元年、父は三十人扶持を貰ふことになり、それが親の手

をまたず、自分の手に入るやうになつたので、之を基として江戸に出て安井の塾に入つたのであります。

安井の塾にゐるうちに、塩谷宕陰の媒酌で息軒の長女須磨子と結婚した安政二年春。ところが、父は真木和泉や藤田東湖と交遊してゐたので勤皇心が非常に強かつた。息軒は幕府の役人であつたから息軒の幕府出仕は中村貞太郎歿後、自然意見が一致しなかつたやうであります。

その後、義源公が没したので弘化三年六月二十日、父も困りました。その頃、下総の飯岡に大河平兵衛といふ資産家がありましたが、その大河から迎へられて父は暫くここに厄介になつた安政三々五年。父の勤皇心は益々強くなるばかりでした。

祖父寛平は、かねて京都の中山大納言の家来の田中河内之助河内介といふ人と親しかつた。その縁か、残る子供をつれて、祖父は京都の東山に住し、瀬戸物を子供達に焼かせてゐました。偶々祖父は中気が起つたので、父を迎へて下総に行き、下総で客死した安政四年四月二十一日。

かくて、父は親を失ひ、唯々縁家は息軒との関係のみとなつた。父は、自分が勤皇の兵を起せば息軒に迷惑のかゝることを恐れ、私の母を離縁しました安政五年五月。これは祖父息軒と話しあひの上で決めたことのやうであります。そのとき私はまだ母の腹のなかにあり、一つ年うへの姉系子がゐた。父は、私達を塩谷にあづけ、川越奥富に行きました。その頃、父の考へは関

東拳兵論を主張してゐた。その計画のために川越に行つたのである。その時、清川八郎が四谷の通りで人を斬つて文久元年五月二十日川越在の父の家に逃げて来た五月二十二日。父は清川に自分の着物をきせ中仙道に逃げさせた。そのため父は清川の身代りといふ形になつて捕吏にとらへられ、伝馬町の牢に送られました。父は間もなく伝馬町の牢で病死した。時に文久元年九月三日。この間、私達は、赤工村飯能の地名に父の門人の山川達蔵一八三三〜九〇浪士組隊士といふ人がゐたので、ここに厄介になつた。私はまだ生れて一年も立たない、ここで私は乳の代りに甘酒ばかりをのまされました、この山川達蔵といふ人は、工科大学の教授となつた山川義太郎一八六〇〜一九三三の父であります。尚ほ、父は後に従五位を贈られ大正七年十一月十八日、千住の回向院に墓があります。

このやうにして、私は中村といつたり、安井といつたりしてゐましたが、今安井を名のるのは、祖父の関係からであります。

私の祖父は安井朝衡、通称は仲平、息軒と号す。日向の伊東家の世臣で清武村に居りました。息軒の父は惟完、通称は平右衛門、滄洲と号しました。滄洲は近所の青島にとつた名であります。滄洲は壮時京都に出て皆川淇園の門に入り文化元々三年朱子学、仁斎学、徂徠学等を修めました。著書には、滄洲隨筆その他詩文稿若干卷がある。清武村に帰つてから文化三年四月、滄

洲は明倫堂を起し青年教育につとめました。塩谷右陰に明倫堂記といふ碑文があります。のちに、飢肥城下に振徳堂といふ藩の学校が出来ましたので天保二年、その際滄洲はその教授及び校長に、息軒は助教に任じられました。滄洲は飢肥に居ること十年餘にして病没しましたが天保六年七月二十一日息軒は矢張り助教でありました。

その当時外浦埋立ての事件が起つた。之をうめれば、良田數十町が出来るといふので飢肥の役人たちはみな之に賛成をした。息軒の意見は、これを完全に埋めればよいが、完全にうめることは出来まい、若し途中でやめるやうなことになるれば、徒らに葦を生やす結果となり、無用に帰してしまふといふ考であつた。息軒は僅かに振徳堂の助教、飢肥の城下の人はみなその埋立の計画に賛成し、之に反対するものは一人もなかつた有様だつたので自分の意見を人々に吹聴したけれども誰も同意するものはなかつた。父を失つた息軒は、憤慨に堪へず、遂に伊東家を出て妻子を連れて江戸に出ることを決心した天保九年。江戸に来て暫くの間、非常に困窮した。これが息軒の困窮の初めてありませう。

その後、飢肥の藩政が、滄洲の教育した人達によつてとられるやうになつたため祖父の名もおひ／＼あがつて来た。そこで飢肥藩では滄洲の後をなくすのはおしい、幸ひ息軒には二人の子がある、一人を貰つて滄洲の家をつがせやうといふので、禄

高宅地などが準備されました。間もなく息軒の総領様藏朝隆がなくなつたので文久三年六月十九日、弟謙助が息軒のあとをつぐこととなつた。滄洲のあとは、私の姉糸子（当時九歳）の将来の夫として高橋圭三郎を養子に迎へることに話がついたので、私の母は糸子をつれて日向に入りました慶応元年九月。私も厄介者として一緒に日向に参つた。それが私の八歳のときであつた。四年の間、清武に居り、十二明治二年のときに飢肥の藩校振徳堂に入りました。十四明治四年の年には江戸に出て安井家に来ました。この際、鳥羽、伏見の戦争があり圭三郎も出征しました。戦が済んで帰郷してからは村の戸長となつて学問は棄ててしまひ、間もなく病死したのであります。そこで母は息軒に対して私を圭三郎のあとに迎へたいと申し入れました。祖父からは、小太郎を跡目アトメにするのはよいが、国に帰すわけには行かぬ、お前達が出てこいといふ返事がありましたので、母と姉はまた江戸に参りました。息軒はそのとき病気で間もなくなくなりました。これが明治九年九月二十三日。これまで厄介者であつた私は、このやうにして滄洲の安井を継ぐことになり、ここで始めて安井を名のるやうになつたのであります。

埋立てをやりかけた外浦は、近来財部大將が、海軍の寄港地として適当な地であつたので非常に之をおしんでもとのまゝにしようとしたが途中でやめになつた。

今では、私は滄洲のあとをつぎ、別に息軒のあとは私の三男

三郎がついでゐるわけでありませう。

私と父、及息軒との関係は大体以上述べました如くでありませうが、後、私の教育をうけたのは、双桂精舎島田重礼、二松学舎三島毅、草場塾草場船山の三ヶ所であります。双桂精舎に入つたのは、たしか明治九年の十一月頃かと記憶して居ります。明治十一年には京都の草場塾に入り、塾頭をしました。のち、再び双桂精舎に帰つた。斯文会の創立は明治十三年、私が草場の塾に居たときと思ひます。私が初めて教壇に立つたのは学習院であります、それ以来、北京大学堂、第一高等学校、文理科大学等を経て、現在の大東文化学院に出るやうになつたのであります。

以上のやうなわけで、私は息軒には親しく業を受けたことはありますが、塾生と一緒に講義をうけたのに止まり、その頃私は十五六歳で、書経の講義などを聞きましたが、とてもわからなかつた。息軒遺稿のなかに中村孟達を送るの序があります、この中村が私の父であります。

（昭和十二年十二月二十八日発行、『大東文化』第十七号）

翻印

凡例

・各書翰の翻印の前に、同定・推定した年月日を掲出し、配列

は年代順とした。

・翻印本文については、適宜、句読点を施し、毎行の字数は底本の体裁によらなかつた。

・翻印本文の漢字表記はできるだけ底本の用字に従い、変体仮名は平仮名・片仮名に改めた。

・翻印本文の次に、*を附して年代の同定・推定の根拠や備考を低一格にして記した。

1 〔嘉永五年（一八五二） 三月十七日付 息軒五十四歳

貞太郎二十六歳

（封）「息軒安井先生 侍史中 中村太郎」

一筆啓上仕候。春暖相催候處、御揃愈御清福奉恭寿候。次私儀、途中無滞、同十日高田表下着仕候。乍憚御心易思召可被下候。扱出立前相願申上置度一條有之候處、兎角取込にて不能其儀、仍以書中申上置候。客臘浦賀へ罷越候砌、栗山圭次郎親より圭二姉縁付ケ度趣、是ハ圭次郎異父之姉ニ候。当年廿八九位之由、堀田侯御殿相勤居申候由。人品も随分宜敷由。親之望ニは、是非武家ニ縁付ケ度趣ニ候。何卒御心掛置被下候て、御世話之程奉願候。若御心当りも候ハ、圭次郎兄栗山弘道ト申者、内神田紺屋町一丁目住居罷在候。此者方へ御沙汰可被成下候。此段偏ニ奉願度如此候。恐惶謹言。

息軒安井先生 座前 三月十七日 百之拜

尚々、乍末筆御内方様宜敷被仰入可被下候。時下千萬御自重可然奉存候。以上。

*年代は、本書翰にある前年十二月の浦賀訪問が、『北有馬太郎日記』（『久留米同郷会誌』所収、以下『日記』）の嘉永四年十二月の記事に相当すると考えられることから推定した。二洲の嗣子で貞太郎が従学した尾藤水竹は浦賀奉行所組頭の勤番を拝して嘉永三年十一月二十九日に浦賀に赴任したが、程なく病臥したらしく、貞太郎は嘉永四年の六月十日と八月十四日と十二月二十三日に、尾藤水竹の病氣を見舞い、十二月二十三日の見舞のあと、海路下田に向かい、翌年正月十四日に江戸に戻っている。たびたびの見舞は、やはり浦賀や下田など海防上の拠点の踏査にあつたものと推定される。また浦賀では、親交のあつた栗山圭次郎・圭三郎兄弟の生家を訪ねており、その際に姉の縁談について依頼をうけた。

ついで閏二月一日からは北越に出かけ、上越高田から程近い田村の宮崎家、高田城下の儒者で勤皇家の倉石侗窩（安積良齋門、武四郎の祖父）、筒石村の金子文敬など各地の名望家・文人に寄寓して、嘉永六年十一月十八日に江戸に帰るまで、二十ヶ月以上も越後各地を遊歴した。本書翰は、嘉永五年三月十日に高田到着後、息軒に無事な近況を伝えるために認められたものである。貞太郎は各地での講学や詩文の交わりの合間には、春日山・鳥坂山のような古城址に登つてお

り、ここでも外寇に備えた防衛への関心が透けて見えるように思う。この間、栗山圭三郎は貞太郎の誘いをうけて、嘉永六年三月二十八日に筒石村を訪れており、その親交が知られる。なお、倉石侗窩と中村貞太郎の交流については、一高在学中の武四郎が個人教授をうけた際に安井小太郎から聞いたことを、後年口述している（『東方学』四〇、一九七〇）。

参考1〔嘉永五年（一八五二）十一月二十八日付（『安井息軒書簡集』一三七〜一三九頁所収、以下『書簡集』。一九八七年当時、清武町教育委員会所蔵） 息軒五十五歳 貞太郎二十六歳

一、豊臣家時代迄采邑を被賜候に、幾百貫、幾千貫と申事候。併大祿に至ては、幾万石、幾十万石と申候事相見へ候。然れば、貫と申事、小祿の者に限り候事に有之候哉。且又、此貫と申事、何時頃より申始候事に候哉。

一、武家知行割之儀、一万石の領地なれば、地頭之所取一万石にて、民の所取は、此数之外にて候哉。又は公私を兼て、壱万石と申候事に候哉。然れば、其壱万石之内を、四公六民の割を以て、取斗可申哉。左候得ば、地頭之取高僅四千石也。餘り少分の様被存候。若し百石之祿なれば、只四十石候。当時公廩より被賄候御家にては、石壺俵の由承り及候。然らば、僅四十俵にて、一年の生産相立候勘定也。如此に候得ば、百石之祿にて

は、迎も一家を立候事は、出来間敷被存候、如何。

一、石は矢張斛にて候哉。

一、何百石之村、何千石之村と申事候。是は地所之取高を以て申候事哉、又は総数を以て申候事に候哉。

一、公儀にて石と申事、俵と申事、両様に申候事は、知行取と、蔵米取との差別あれば也。是は家禄なれば、随分聞へ申候。然し、職祿にも、矢張石と俵、両様有之候。是は麩米を以て、被給候事之様心得罷在候に、何故同じ麩米なるを、右様に書き別け候儀に哉、併し、石と申候は斛にて、壹斛にては四斗俵にて、二俵半之割にて、被給候事に哉。夫にては、餘り石と俵との違ひ、甚敷様被存候。如何。

一、武家軍役の次第、東照公百ヶ条には、千石に五十騎と相見え候。寛永十二年之御定書を拝見仕候に、千石に人数二十三人、持鎗式本、弓壹張、鉄砲壹挺と有之候て、二千九百迄は、騎士不相見候。三千石に至り、始めて馬上式騎、鉄砲三挺、弓式張、鎗五本と相見候。十万石にて百七拾騎、砲三百五拾挺、弓六十張、鎗百五拾本、旗二十本也。

寛永御定御軍役と、東照公百ヶ条とは、聊異同仕候儀、時代之異なるより、左もあるべき也。当時にては、猶又、寛永頃ほどにも参る間敷、当時之御定とて、別に有之事に候哉。

一、弓・鉄砲は、足輕の業。鎗は士の業と、大凡定まりたる事の様相見え候。是も古への法にて有之間敷、専ら永禄天正頃の

事の様被存候。当時にては猶其格なるべし。然らば、刀の業は徒士の任にても可有之哉。刀の働こそ、何道具より重かるべきに、何として槍をば勇士の業とは、被定たる事に候哉。既に賤ヶ岳の役にも、七本槍の振太刀とて、槍の働をば刀の働きより、重んぜられ候事相見へ候。合点不参事共に候。但、刀は上下によらず帶する品に候故なれば也。凡出軍の次第、將たる者は采配を取、士は馬上に槍を取、足輕は弓、鉄砲を持候なるべし。然る時、徒士たる者は、何道具にて可戦筈に候哉。愚案には、戦は臨機応変の者に候えば、馬軍によるしき地形には、馬に乗り、馬によるしからざる地には、馬より飛下り、徒立に成るべき者也。何ぞ必騎士、徒士を別たんや。且又、今の世にては、騎馬以上と徒士とは、格式身分も餘り段付き候様被存候。如何。

一、信州上田領内に、村高何貫と申候処有之候。壹貫文の高一斛四斗七升に当り候由。扱此貫と申議、いづれ錢にて申候名なるべし。是は、其昔、武家の収納皆錢にて為出候者にても有之候を奉候儀。

一、他姓之子を我子として、家を譲るは、先祖へ対し不相濟儀、承知仕居候。扱他姓の家を継候者は、実家を相続仕候兄弟有之、且は養家衰滅不致、先祀連綿仕候様にさへ仕候。指して筋違いたる儀にも有之間敷心得候。併先祖よりの姓を捨て、他姓を名乗候儀、非義之誹も有之者に哉、此段奉候儀。

一、当地に父死後、母外人に通じ、家賃追々取出し、密夫方へ持運び候に付、其子力丈持ぎ候得共、生産不相立候て、難儀罷在候趣、此等は子の身として、母の悪を訴出候筋にも参る間敷、如何致取計可申哉の段、不肖に問合仕候者有之候に付、是は何地迄も子よりして、及出訴候筋には参る間敷なれ共、官法と申事有之候て、庄屋組頭等の心付、且は近隣の風聞等も、有之候事に候得ば、其筋を以て、村役人より右母子の者呼出し、行跡相改候様申諭し可申坎。猶不改候はば、再應呼出し、嚴敷申聞かせ、其上にも不相用候はば、右母離縁之儀、村役より可申渡坎の趣申答置候。就中、村役より離縁申渡の条、未尽義之説坎と、安心不在候。此段奉伺候。

一、史記に赤縣と申文字相見へ候。王者畿甸を指して申事之様には心得候得共、未得其義候間、奉伺候。

右之条々御面倒幾重にも恐入候儀に奉存候得共、何卒御示し被下度奉願候。以上。

一、私儀兼ねて九月十九日爰許出立、下越後水原表へ可罷越、相定罷在候処、同月上旬頃より脚気差発り、寸歩も不自由に有之、同十七日迄、針灸療治仕候得共、其効無之に付、同日より医薬相用、于今七旬余に相成申候。此頃は日増に復常仕候様、目に見相覚候。尤乍旅中、宿主人より、介抱老婆壱人付置呉、別室に打臥罷在候事ゆへ、攝生之儀、適意に出来申候。日に三度赤豆粥并唐牛蒡根之煮物、同汁而已、六旬余、喫し透し申

候。此五六日前より、始めて麦飯に取替へ、味物も小鯛様の物少々相用申候。最早全快も程近く相覚申候。右の仕合に候間、何卒御安心思召可被下奉希候。全快次第、出立も可仕存候得共、最早雪深中に相成、宿主人も強て為立不申旨申聞候間、先当冬は爰許にて越年仕、来二月雪消次第、下越後方に可罷越覚悟に罷在候。此段申上置候。余は時々お須磨迄申向候間、猶同人より可申上候。再拜頓首。

十一月二十八日 百之（花押）

*年代は、本書翰末尾に貞太郎がこの九月上旬から脚気によつて歩行困難となり六十日 余の病臥したことが記されていることから推定する。『書簡集』では本書翰を安政四年（一八五七）のものとして収録するが、首肯できない。『日記』によれば、嘉永五年秋冬、貞太郎は引き続き田村に滞在し、九月七日に鳥坂山の古城址に登ろうとしたが、「脚疾」により果たさず、十二月二日に高田を経て三日に筒石に移るまで田村で療養生活を送っていた。この間、十二月十九日にやめるまで九月十七日から約百日間、薬を服用している（式、三四〜三五頁）。この『日記』から読み取れる事跡が、本書翰に記される、はじめ鍼治療を試したが効果がなかったのでやめ、九月十七日から服薬治療に変えたという内容とぴったり符合する。また署名の「百之」は、嘉永六年十月に「誠之」と改名するまで使用したものであり、嘉永五年十一月ならば矛盾

しない。

ただし問題は、末尾に息軒長女と見られる「お須磨」の名が見えることで、須磨子と結婚する前の貞太郎から師の娘に対する呼称としては相応しくないように思う。

2 「嘉永七年（一八五四）八月二十七日付 息軒五十七歳
貞太郎二十八歳

乍末筆、御内方ニも宜敷御傳聲被成下度奉願候。九月下旬ニハ參詣仕候様申上置候得共、出府都合難出来、いつれも見合候様相成可申候。

一輪呈上仕候。秋冷相増候処、御全家様御揃愈御清栄可被成御渡、大賀奉存候。次ニ私儀無異罷在候。御安慮可被成下候。扱先頃は久々ニて御拝眉、永々預御厄介、いつもながら御厚情奉多謝候。御暇申上候後、当月四日彼下奥富村へ移寓仕候。追々連中も相増、只今分ニてハ五六輩ニ候得共、十月ニ相成候ハ、農隙ニ相成、入門可致旨、只今より申込候者も四五輩有之候。来春ニも相成候ハ、三十人位ニハ相成可申見込ニ有之候。先々御安堵可被下候。先頃之御噂ニ、当月末歟、来月上旬頃ニハ此地枉駕被下候哉ニも被仰候。何卒御閑隙ニも相成候ハ、御都合可然奉存候。田舎之風致も又御保養ニも相成可申卜念願此事ニ奉存候。此度最明寺出府仕、拜謁も相願度旨申候ニ付、私より以書中相願申上、略儀之至恐入候儀ニ候得共、何卒御逢

被下度奉願候。尚時候折角御自重可然、念願此事ニ奉存候。恐

惶謹言。 八月廿七日 北有馬太郎 誠之（花押）

息軒先生 侍史

尚々、此表細々之儀は、最明寺より聞召可被下候。色々申上度儀も候間、御枉駕萬々奉待上候。頓首。

*年代は、中村貞太郎の下奥富村（現狭山市下奥富）への移住時期から同定する。『日記』安政元年八月四日（改元は十一月二十七日であるから、正しくは嘉永七年八月四日）の条に「始移寓奥富村」（式、三八頁）とあり、移住を報じた書翰である。署名は「百之」改め「誠之」となっている。

追伸の最明寺は、川越小ヶ谷村にある天台宗の寺院で、『日記』によれば、この年の六月晦日に江戸を去って川越に來た中村貞太郎が、下奥富村定住前、閏七月十七日までしばらく滞在した場所でもある。

下奥富への移住は、同村の元名主で寺子屋の師匠でもあった松井五兵衛（一七九九〜一八八二、一名山下五平、名は貫忠、字は芳邸、別号は松翁）の世話によるものであった（安政三年三月二十一日付、芳野金陵宛安井息軒書翰、本誌九号の拙稿を参照）。開塾した場所は広福寺という寺院の東隣であり、松井家の屋敷は寺の南隣にあった。この広福寺の住職章意は水戸藩士の家に生まれ、清河八郎と千葉周作の道場での旧知であり、後に清河八郎の逃亡幫助の廉で、貞太郎とと

もに投獄されている。

3・1 [安政元年(一八五四)]十一月二十八日付 息軒五

十七歳 貞太郎二十八歳

嚴寒之節、愈御機嫌能御起居、奉恐悦候。将又御全家愈御安祥可被成御凌、目出度奉存候。私儀も無恙罷在候。乍憚御心安思召可被下候。右寒中御機嫌伺申上度、如是候也。恐惶謹言。十一月廿八日 北有馬太郎 誠之

息軒先生 侍史中

尚々、時下寒暖不折合ニ候得ハ、折角御自重可然、乍憚奉存候。乍末筆、御惣容様ニも宜敷御致意可被下候。以上。

3・2 [安政元年(一八五四)]十一月二十八日付

別啓

此度之地震は、東海道筋のミならず、上方山陽南海九州筋迄もあれ候ト之風聞に候。如説候ハ、実ニ大凶変ト可申候。本より当節世上之有様、神慮ニ叶不申候半ト存候事而已ニ候得は、此変も勿論之儀ニ可有之候得共、扱々世運心細ク相成候儀ニ奉存候。併此変ニ付而は政邊之人も少は目之醒め候儀も可有之、夫ニて茂目醒不申候ハ、国運も愈無覚束被存候。扱も其災ニかかり候者共こそ可憐之事ニ候。総計仕候ハ、幾万之人命共相知申間敷候。御国許邊ニてハ如何之御様子ニて候哉。尤肥前のミ

強クあれ候ト之風説ニ候得ハ、其他ハ差たる儀ニは有之間敷歟ニ候。国家将興、必有禎祥、国家将亡、必有妖孽ト之聖語も候得は、行々之儀如何ニも心頼敷クなく被存候。いつれ近年中、兵乱間違有之間敷候。高眼如何御覽被遊候哉、幾重ニも英主賢相こそほしき者ニ奉存候。

一、先頃は参上、永々預御厄介、いつもながら御礼申上候。其節拜借被仰付候遐邇貫弥、任幸使此度差上申候。御落手可被下候。緩々拜見、難有御礼申上候。

一、宋李忠定公傳信録、折々見候處、当今之有様、宋代ト一轍ト相見ヘ候。内議之弱を秘して外庭ヘは不洩等之事、尤能似申候。古今同歎此事ニ候。何卒趙宋之勢ニハ成行不申様ニ有之度ものニ候。

一、先頃兒童輩も年内ニ両三輩は相増可申趣ニ申上置候得共、今以相増不申候。尤私寓居も落付不申、不遠此地引拂候儀も難測杯存候て之見合之由、世話人共申候。最早是迄参り不申候得ハ、年内ハ参り申間敷候。春ニ相成候ハ、何ト歎模様相分り可申候。勿論村内ハ今参り候分之外ニハ讀書仕候程之身上之者は無之候。昨今之事故、他村迄ハ響き不申候事ト相見ヘ申候。右故只今分ニてハ至極閑暇過候位之境界ニ候。書籍さへ有之候得は、自分之学問は如何程も出来申候。只書籍之乏敷を恨ミ候儀ニ候。夫ニ付、久貝氏之蔵書引出度思案仕候。乍去遠地ヘ離れ居候得は不安心ト存、借シ候儀難涉がり可申候間、何卒先生

よりの御口入ヲ引出候様ニ相願申上度候。いかにも申上兼候得共、此段御承知被下候ニ於ては、久貝氏へは私より相談仕候心得ニ有之候。実ハ久貝氏蔵書虫ニくわセ置候事は惜敷事に候。

一、紀効新書などニ哨船ト有之候。哨ト申字義如何相心得候て宜敷候半哉。小舟ト申事之様ニも相見、又物見船ト申様ニも相見へ候。

一、日外鳥渡拝見仕候、水府人之著書にて、外夷入津之起原より近世之事迄載候書、其名は慥ニ覚へ不申候得共、海寇首尾ト歟申候様覚居申候。尤塾中ニ寫取候本ニ候。私も久貝氏へ持まひり少々寫候本ニ候。此書御手元ニ有之候ハ、拝借相願度奉存候。

右者用事申上度如是候也。謹上。

十一月廿八日 太郎

*年代は、「東海道筋」に大きな被害をもたらした地震が嘉永七年十一月四日の東海地震と考えられることから推定する。貞太郎は天災を「国家将亡、必有妖孽」と受け止め、

「近年中、兵乱間違有之間敷」と世相を見ている。

「宋李忠定公傳信録」は、北宋末々南宋初の政治家李綱（一〇八五〜一一四〇）が靖康の変について記した『靖康伝信録』三卷をさすと思われ、北宋末期と幕末日本を重ね合わせて「内議之弱を秘して外庭へは不洩」点で同じであると述

べる。貞太郎所見本がどのような本か未詳であるが、慶応元年に『靖康伝信録』は和刻本が出版されていることから、同書が幕末期に同様の関心から読まれていたことが分かる。

下奥富村での貞太郎は、移住後三ヶ月を経過して農閑期に入っても、開塾当初の五、六人のほか生徒は殆ど集まらなかつた。しかし勉強意欲は旺盛で、奥富での書籍の乏しさを訴え、江戸で寄寓した旗本久貝正典（五千五百石）の蔵書を借り出せるよう、息軒に口添えを頼んでいる。久貝氏への寄寓は、中村貞太郎にとってその豊富な蔵書が魅力だったことがわかる。

息軒から借覧した書籍も興味深い。『遐邇貫珍』は香港の英華書館から一八五三〜五六年に出版された中国語月刊誌であり、息軒が入手していた最新の海外情報が、貞太郎ら門人によって迅速に伝播するさまを物語っている。水戸の人物が著した「海寇首尾」とは、恐らく豊田天功の『海寇始末』のことであろう。

「哨船」の字義について質問する際に挙げている「紀効新書」は、和寇討伐に名を馳せた明・戚繼景撰にかかる兵書で、寛政中から海防問題に関心が高まるなか、和刻本がしばしば刊行されている。

4 [安政二年（一八五五）二月十五日付 息軒五十八歳

貞太郎二十九歳

一輪拝呈、愈御機嫌能可被遊御座、奉恐賀候。小子儀不相替消光罷在候。乍憚御降心可被成下候。扱先書相願候孝經之儀、何卒宜敷御世話被成下度、偏二奉冀候。則代料差上申候。尚不足仕候ハ、後便より差上可申候。右本之儀は、乍御面倒、飯田町にて郷宿三嶋屋権次卜御尋被下候得は相分り申候間、右宿屋へ御出シ被下候得ハ、当村名主茂右衛門滞留罷在候。何卒同人へ御渡之程奉願候。

一、当十二日午刻頃地震仕候。去十一月四日二比へ申候得は、少ク軽ク存候得共、震之長サは格別相替り不申候様存候。いづれ何方ニ歟強ク震候處有之候て、其餘勢之及候事ト被存候。風聞未タ無之候哉、承り度奉存候。其同日江戸表ニ当り大烽聲ニ紛候様之雷數聲仕候。定めて御地は大雷ト遠察仕候。其翌日夕刻ニは此邊雷鳴仕候。当五、六日頃よりは連日之雨天、麦などニはさわり候由ニ申候。実ニ如何相成可申哉ト不安堵之事ともニ被存候。

一、先達て当村名主茂右衛門儀出府、塩谷御氏へ御相談申上候次第、御同人より被申上候半。実ニ自分勝手而已申上、恐入候儀ニ候得共、当時心底ニ任不申候故、不得已及御相談候儀ニ有之候。尚普請等も存候様ニも参り不申、手狭之住居、若塩谷御氏御枉駕之儀ニも候得共、近所ニ座敷借り不申候而は相叶不申、甚タ事六ヶ敷相成申候。乍去御出被下候を是より御断申上

候わけニ参り申間敷、如何仕候て宜敷候哉、内々相伺申上度奉存候。右此等之用事迄如此候也。恐惶謹言。

二月十五日 誠之

*年代は、「去十一月四日」の地震が、既出の嘉永七年十一月四日の東海地震と見られることから推定した。

「当村名主茂右衛門儀出府、塩谷御氏へ御相談申上」とは、下奥富村に貞太郎を招いた松井五平の松井家の当主茂右衛門のことであり、この時の出府は貞太郎と息軒の長女須磨子（一八二八〜七九）との結婚に関して、媒酌を務める息軒の盟友塩谷宕陰と相談することであったと考えられる。貞太郎が茂右衛門を代理に立てて相談した内容は、奥富における手元不如意や住居手狭な現状を説明し、塩谷宕陰が婚禮の媒酌のために奥富に来る場合には「近所ニ座敷」を借りねばならないが、現状では来客を迎えられないような状況にはない。来駕を貞太郎側から断るわけにもいかないが、できれば取りやめるように理解を求めることであつたようだ。

この後、三月に入って貞太郎と須磨子（二十八歳、再婚）は結婚したらしく、息軒は芳野金陵から祝いの品を贈られてゐる（安政二年三月十一日付、芳野金陵宛安井息軒書翰、本誌九号拙稿を参照）。

参考2〔安政二年（一八五五）八月十日付〔書簡集〕一二三

（一二四頁所収。一九八七年当時、清武町教育委員会所蔵）

息軒五十八歳 貞太郎二十九歳

市来新助へ御托、桶川本陣迄御届被下候御状、当九日紋之助母立後相届申候間、右便には御答申上不得候。伊牟田所沢迄参り候故、序に出府為致呈書仕候。承り候得ば、異国船当六日、三艘下田着帆致候由、尤、川越にての風説には右船は英吉船の由、猶近々類船渡来候由、尚墨夷アハダムス渡来相待居候趣申候由、右之様子にては、英墨申合候儀も、可有之哉に被察候。尚其後船数も相増、応接等も可有之、如何之振に相成居候哉、委細被仰聞可被下候。都合次第御引越奉待候。事により不肖御迎に出府可仕候。いづれ出府は是非可仕心願に候。細川様へ積褐之儀被仰聞、御厚情奉感荷候。尚心底不残申上候様、被仰聞候得者、無腹藏申上候。最初考へと同候処、祿之厚薄、身之苦楽相考、進退仕候儀、如何可有之、安心不仕候儀も有之候様、相覚へ申候。迺も壮年にて、出仕も出来不申仕合に候はば、今暫時差延可申相考候。何事も出来不申、不肖彼是申候も、如何敷候得共、土州迺も、極得意之積褐に無之候処、増して外様家の小諸侯、何分見合せ申度存候。先便申上候通り、土州之儀思召通りに相整不申候はば、是とても見合せ可申候。夫に付、明春に相成候はば、小野勘左衛門へ相談仕、彼地へ罷越申度も存候。いづれ拝顔之期を以、細々可申上候得共、先御答迄、心底申上候。早々不備。謹言。

息軒先生侍史 八月十日夜認 廣矛

* 『書簡集』に嘉永七年八月十日書翰として収録するが、息軒が貞太郎に仕官口を勧めていることから須磨子と結婚後のもの、また桶川本陣経由の書翰伝達から下総飯岡移住（安政三年三月）以前と考えられることから、安政二年と推定する。「異国船当六日、三艘下田着」の風聞も、同年六〇七月に外国船が箱館・下田に盛んに入港している状況と合致する。「廣矛」の署名は本書翰が初出で、結婚を機に改名したとも推測される。

書翰の内容は、妻帯しても一向に仕官して安定した家庭を築こうとはしない貞太郎の姿勢に疑問を感じた息軒が貞太郎に「心底」を質した。それをうけて貞太郎は、土佐藩でも自分としては得意な仕官とは思っていない、まして小身の細川侯（常陸谷田部藩か）への仕官は見合わせたい。むしろ来春になつたら、木曾福島に小野勘左衛門（尾張藩士）を訪ねて相談し、木曾福島に移る考えである等と答えた。この書翰を受け取った息軒は、新所帯に対する心配がぬぐえなかったのか、同八月に下奥富村に貞太郎・須磨子を訪ねてしばらく滞在した。そこで父の門人である貞太郎を夫として立てるところとができない須磨子の様子を目の当たりにし、江戸に戻ってから九月十一日に須磨子に宛てて、夫貞太郎を立てるように訓戒する長文の書翰を認めている（『書簡集』に安政三年九

月十一日書翰として収録するが、誤り)。

「市来新助」は豊後臼杵出身で息軒門人。「伊牟田」は薩摩藩士伊牟田尚平(別号真風)であろう。

5 [安政三年(一八五六)] 二月二十六日付 息軒五十九歳

貞太郎三十歳

(封) 安井先生 侍史 内用御直披 廣矛

謹啓、春和相催候。愈御機嫌能被遊御座、奉恐賀候。小子無異罷在候。乍憚御降心可被下候。北地之事被仰聞、残念不可過之候。尚來春之模様相楽可罷在候。

一、千造事、昨日帰村仕候。御厚情御配慮被成下候段、重々御礼申上呉候様申出候。然處、急ニ出府出来兼候段申出候。其子細は、同人実家長崎九兵衛、是は同人実兄弟二も無之間、金談等も出来かたき由。付而は別ニ工面不仕候而は奥富引拂難相成、甚当惑之躰相見候。右之次第二候得は、迎も来月三日迄ニ出府ト申儀六ヶ敷可有之由ニ候。其御地にて申上置候日限、違約相成候段、宜敷矢野氏へも被仰断可被下候。併三日迄ニ出府不仕候而は破談ニ相成候筋二候ハ、如何様拙工面ニても仕、出府可仕候間、其段紋之助帰便より被仰聞被下度奉願候。此段千造より願上呉候様申出候間、申上候。尚委細之儀はお須賀へ申合置候間、御聞可被下候。先日被仰越候請状之儀も申聞候處、実家九兵衛より相談致候儀を、千造推して相断り出府致候

次第二候得は、右請状之儀も相談致悪き子細有之候。姪^ヲ二候多賀谷勝吉ト申者へ為致度段申候。此儀も鳥渡御問合申上候。是又矢野氏へ御掛合可被下候。

一、千造女子事御相談被仰聞候得共、御為不存宜候故、御見合可然奉存候。委細おすかへ申聞置候間、御聞取可被下候。

一、下総転寓之儀は、いつれ来月十日頃奥富表引拂候心積りニ罷在候。何卒其旨芳野御氏并渡氏へ被仰通置可被下候。右は用事迄如此候也。恐惶諱言。

息軒先生侍史 二月廿六日 廣矛拜

*年代は、書翰末尾に「来月十日頃奥富表引拂」「下総転寓」とあり、中村貞太郎が下奥富から下総飯岡に転居した時期が安政三年春であることから推定する。実際、三月十七日に飯岡に到着し、それを報じた書翰が三月二十日に息軒のもとに届いている(安政三年三月二十一日付、芳野金陵宛安井息軒書翰)

「お須賀」「おすか」は、妻で息軒の長女須磨子のことと思われるが、何故か貞太郎は「すまこ」「おすま」とは呼ばず、「おすが」と呼んでいる。下奥富から飯岡への転居に際して、須磨子は一時、息軒の家に帰ったらしい。

6 [安政三年(一八五六)] 四月十日付 息軒五十九歳 貞

太郎三十歳

おすか持参仕候尊書、難有拜見仕候。皆々様御揃御安祥奉恐賀候。おすか事、九日朝着仕候。御降心可被下候。扱長々預御厄介、御礼申上候。道中も何之障りも無之候條、御安慮被成下候様、皆様へも被仰通可被下候。塩谷御氏之事二付、嚴敷御教諭被仰下、奉拜服候。反省之工夫、取締ノ心懸可仕候。尤他人より軽浮ト申候ハ、我身ニ取候て心得ニ仕候所存之旨は、於不肖も其覚悟ニ而、既ニ高橋・伊牟田杯へも申候。乍併以来之心得は、先書ニも申上置候通り、年始暑寒之會積は關申間敷ト申迄ニ相心得罷在候。尚夫も不相濟儀ニ候ハ、御示教被成下度奉願候。御下女之儀、おすかより申聞候故、早速平左衛門へ相談仕候處、只今差当り心付候者無之由申聞候。先御断り申上候。不肖宅ニ召使候下女ハ、如何様可相成段申聞、是は御安心被下候。当表委細之様は、お総より可申上候也。

息軒先生 侍史 四月十日 廣矛

尚々、昨年中差上置候拙著、乗合船闇夜話・書牘録等、挾箱御遣候節、同様御出可被下候也。又拜

*年代は、須磨子（おすか）の動向から推定した。前述のように、この年三月、貞太郎が奥富から飯岡に移住する際、須磨子は一時的に江戸に戻っていた。本書翰は、須磨子が四月九日に飯岡に着いたことを伝えるもの。この飯岡移住と関係があるのかもしれないが、この時、息軒は書翰で塩谷岩陰から貞太郎への厳しい叱責を伝えていることがわかる。

「伊牟田」は、既出の伊牟田尚平。「平左衛門」は、貞太郎が寄寓している飯岡の名主大河平左衛門（別号酔月）。

貞太郎の著書「乗合船闇夜話・書牘録」の伝存は確認できない。貞太郎の著作としては、慶大斯道文庫安井文庫所蔵の『関廻寢覚（講武新書）』『上息軒先生後書』を高橋智が報告しており、「乗合船闇夜話」はまるで戯作を思わせる書題であるが、『関廻寢覚（講武新書）』のごとく時務に関する著作かも知れない。

7 〔安政三年（一八五五）九月七日付 息軒五十九歳 貞太郎三十歳

追啓、皆々様へも宜敷被仰上可被下候。下田港墨船十餘隻渡来之儀、是又風説仕候。如何。

秋冷追々相募候處、御揃益御安泰可被成御座、奉恭寿候。爰許愚父病状も少々ツ、宜敷方ニ罷在候間、御降心可被下候。おすか事如何候哉。一向ニ便り無之、安危無心元被存候。京着後、前便迄三度書状差上候得共、一向其御表よりは御状着不仕候。尤七月廿日の御状、是は八月九日相達申候。其後は絶而御便り相達不申候。付而は愈おすか事案申候事ニ候。尚又愚弟直人事、東行後、是又便り無之、如何致居候哉、江戸表迄無滞相達候事ニ候哉、尚死生之程も無覚束候。何分御宅へ参上不仕候ハ、本所回向院裏門通り三宅良齋方迄御尋遣可被下候。

一、先月廿五日、御地高潮之大変有之由、専風説仕候。いかにも実説之様被存候。山手辺は先々御無難トハ奉察候得共、鳥渡御尋申上候。尚芳野老人邊は如何有之候哉。御見舞被仰遣可被下候。

一、上京之砌、小野勘左衛門方へ立寄、衣服土産等重荷に相成候間、幸近便有之旨申候故、相頼置、跡より京師へ御届呉候様頼置候處、遅クも八月十日前荷物京着之心得之處、今以着不仕、甚困り居候。如何之間違ニ候哉、勘左衛門在府中ニ候ハ、御尋可被下候。尚同人へ之書状も差上候間、御渡可被下候。

一、おすかへは別段文不遣候間、此表之事共案不申候様、呉々被仰聞可被下候。

右は変事御伺旁如此候也。恐惶謹言。

息軒先生 侍史中 九月七日 廣矛

尚々、御地高潮之事は昨日より風聞有之候。

*年代は、本書翰が京都にある病身の父寛平を看病に赴いた貞太郎が、京都から発信していることから推定する。安井小太郎「略伝」にあるとおり、貞太郎は中風を患った寛平を見舞い、病身の父を伴って飯岡に帰った。上京は七月のこと、飯岡へは十月に戻った。往復は中山道を通り、上京途次、木曾福島に立ち寄って前出の小野勘左衛門に会っている。ここにも貞太郎の木曾福島での恐らく勤皇活動に対する強い志向

が滲んでいるようであるが、未詳。

貞太郎の不在中、飯岡では須磨子がひとり留守を守っている。また京都にあった弟直人を貞太郎は江戸に行かせている。須磨子からの書翰は途絶えがちであり、直人からは離京後音信がないなか、貞太郎は直人の消息を三宅良斎に問い合わせて欲しいと息軒に頼んでいる。三宅良斎（一八一七〜六八）は、貞太郎と同郷の島原北有馬の出身で、長崎の栖林榮建に学んだ著名な蘭方医。同門の佐藤泰然とともに佐倉藩医となり、この頃は江戸で西洋外科を開業し、後に種痘所の開設にも関与する。その長男秀は幕府文久使節団に随行し、東京大学医学部長を務めた病理学者である。

8 〔安政四年（一八五七）正月六日付 息軒六十歳 貞太郎三十一歳

郎三十一歳

尚々、皆々様へ宜敷被仰通可被下候。時分から餘寒之御障り不被為在候様、御自重可然奉存候。又拝。

新春之嘉儀目出度申上候。益御機嫌能可被遊御超歳、奉恭賀候。皆々様御揃愈御安祥御迎陽、珍重之御儀奉存候。爰許差揃無恙加年仕候。乍憚御安慮可被下候。随而輕微之至ニ候得共、干柿任到来之品、御祝儀之驗迄進覧仕候。御受納被下候ハ、難有可奉存候。将又品々御恵投被下、毎々之儀ニ而御礼申上候も事新敷候得共、難有奉存候。親共よりも宜敷御礼申上候様申

出候。尚又五郎事、実は困窮ながら、責而当年一年はかり不肖手許ニ而教育仕候心底ニ候得共、何分親共子供ぎらひに而、朝夕うるさがり申候間、相願候儀ニ候。行々は醫ニ相仕立度由ニ候間、其邊之儀は兼而先方へ被仰通置可被下候。尚又何事も弁不申者ニ候間、別して先方之面倒相重り可申ト、夫のミ案じ罷在候。不肖事も出府可申之處、何事も不任心仕合ニ候間、不悪思召可被下候。いつれ委細直人より可申上候也。恐惶謹言。

息軒先生 侍史中 正月六日 北有馬太郎 廣矛（花押）

*年代は、貞太郎が飯岡に引き取った父寛平が生存していることから、同定する。「五郎」は貞太郎の実弟で、まだ年少らしく、貞太郎は手許で養育したい考えもあるが、病身の父の意向もあり、医学修行をさせるため、恐らく直人が付き添って、この時に江戸に出させたのである。

9 「安政四年（一八五七）」二月二十七日付 息軒六十歳

貞太郎三十一歳

(封)「番町 安井仲平様侍史中 急用 別封在中 飯岡 北有馬太郎」

別封三通直人へ御渡可被下候。

来月上旬中、直人儀此表へ罷越可申候間、是より御相談申上候儀、御返事可被成下奉願候。本文之通りニ相成候而

ハ、先便申上候、直人長崎行之儀、先相止之事覚悟仕居候。

当廿五日、土州人両氏参り、尊書拜見。御風邪之御氣味之御様、格別之御事ニも不被為在候哉。当邊杯も一面風邪流行仕候。不肖杯も少々感申候得共、格別之事ニ無之、乍憚御放慮可被下候。土州両氏は暫時談、昼飯杯相仕舞、不及一宿辞去申候。扱田中河内介より書状到来、三月中ニ是非東下仕候決意之旨、如何様之口ニ而も宜敷候間、御探索被成置可被下候。尤家族メ四人ニ候。悴儀は当年十二三歳ニ相成居候間、随分小侍奉公位之事相勤申候。成丈読書為致度候得共、当分之處は如何様ニ而も是又宜敷候。築地様之方、至極仕合之口ト存、相願申上候得共、外より出来候御状中、甚残念之事奉存候。当如何様之口ニ而も宜敷候間、旗本衆用人給人之口、但敷金不入處ニ無之候而は相叶申間敷、其外村夫子之口、いつれニ而も夫婦小児三口之口過出来候處ニさへ候得は、夫ニ而宜敷候。尚家内事少々縫針之業も出来申候間、少々は生産之助ニも相成可申候。尚又同人事、着府早々落付場ニ当惑可仕ト存候間、未夕御相談も不申上儀申遣、恐入候得共、御屋敷御出入平川屋清兵衛ト敷申者方へ落付候様申遣置候。御序之節、右平川屋へ御一聲御懸ケ置被下度奉願候。河内事も愈東行相決、最早家宅道具杯不残壳拂、夫々始末相付、正月式日中も病氣申立、他之往来も不仕位之身ノ上ニ相成居候趣、実以不肖違約仕候より難渋相掛ケ、痛

敷存候。何分ニも京師引拂さへ仕候得は一改革出来、同人之心配も消へ可申候。返ス〜も有付場御探索被下度奉願候。

一、愚父病之事、差当性命之氣遣有之間敷候得共、何分当分薬用相止メ申候訳ニも難参由 醫者も申聞候。付而は中々只今之生産ニ而は逆も薬料ニも足不申、追々身上差迫候而已ニ有之候。付而は当分飯岡之教授、直人へ為相勤候而、不肖事は木曾二なりとも又其外之處ニ而も罷越、一年十四五金位之かせぎ仕度、夫二而も十分之儀ニは無之候得共、せめて薬代丈ニ相成可申候。今之分ニ而は薬代十金ニ而は足申聞敷候。餘り得手勝手之計之様ニて、寓主之心底も測兼候得とも、実ニ生産立行不申候ニは困り入申候。尚御相談申上候。宜敷御示可被下候。未タ平左衛門へは不申聞候。平左事も此節追々宜敷候。併全治之程如何可有之哉ニ被存候。尚平左承知致くれ候而も、病人差置遠行仕候儀、如何可有之哉。且は直人忤ニ而は付きれ申聞敷とも案申候。何卒宜敷様御示教被下度奉願候。近地ニ而は逆も十四五金之働出来申聞敷、是非遠方罷越不申候而は、金之都合出来不申、又遠方罷越候而は病父之事有之、誠ニ致方無之次第二候。尚又乍此上金十圓才覚仕、京師へ差登セ不申候而は、河内介身分振廻出来不申候間、是非とも差登セ不申候而は相成不申、其十金之儀才覚仕候得は、薬代之方当無之様相成申候故、いつれとも游歴ニ而十四五金相かせき不申候而は都合出来不申候。当春は木曾勘左衛門出府致候筈、未タ出府不仕候哉。若出

府仕候ハ、御相談被成置可被下候。尚々申上兼候得共、十金程いつ方ニ而も御借入被下間敷哉。其金直ニ京都へ差立可申候。左候得は、其十金ハ游歴之働ニて返并可仕候。若左様無之候而は、是非とも平左へ相談仕、当年之請取分之十金只今請取、京師へ差立不申候而ハ相成不申候。併実は平左へ此相談不致方都合よろしく候。木曾之方相談出来候而、其上勘左出府仕候様ニ有之候得は、十金之處直様同人へ相談致候而も出来可申被存候。たとへ木曾へ罷越候様相成候而も、勘左出府不致候而は、十金急埒之儀出来不申候間、「其間之振替」、只今京都差登セ之金子より御都合被成下度奉願候。木曾ならハ罷越早々ニも相談出来可申聞、返済之儀も早速出来可申、其外之処ニ而も十ヶ月以後ニは無相違返済出来可申候。何分ニも只今之姿ニ而は何とも致方無之候。尚御賢慮相伺申上度、無腹藏申上候也。謹言。

息軒先生 侍史中 二月廿七日 廣矛

*年代は、前書と同様、貞太郎が飯岡に引き取った父寛平が生存していることから、同定する。父を引き取った貞太郎一家の生活は、急速に困窮していたことが分かる。父の薬代年十四、五両を稼ぐためには、年十両の契約で招かれた飯岡での講学では不足するので、できれば飯岡での講学は弟直人に任せ、貞太郎は木曾福島か、その他の土地に移って稼ぎたいが、しかし直人では教師は務まらないかも知れないと訴えて

いる。更に葉代の他に、京都の親友田中河内介が家族を伴い京都を引き払って三月に江戸へ出たいと言っており、そのために十両を送金する必要があるという。かたがた窮状を訴え金策方法に思案をめぐらせ、息軒の意見を仰いでいる。同様の書翰は息軒だけでなく、芳野金陵らにも発信されていた（安政四年三月四日付、芳野金陵宛安井息軒書翰）。金陵宛書翰に息軒が言うとおり、この時の貞太郎は「病親引請、経用不足ニ付、餘程狼狽」していた。経済的危機と木曾福島での勤皇活動への思いの間で、引き裂かれているとも見える。息軒も安政地震後の出費が高み、窮状を救うだけの援助をすることはできなかったため、金陵に「相應成笠仕口」の周旋を依頼した。その一方で、もし貞太郎が本当に木曾福島などに出かけた場合に備えて、須磨子に宛てて書翰を認めた。貞太郎の留守中、妻として義弟直人と病気の義父の看病をするのは当然のことだが、その場合、若い男女が長期間同居することとは問題である。もし人の噂にでもなれば、兄弟仲を損ねることにもなりかねないから、貞太郎の出発前に何らかの対応が必要であると忠告した（『書簡集』三一～三二頁、安政四年三月五日付）。

10 〔安政四年（一八五七）五月十二日 息軒六十歳 貞太郎三十一歳〕

尚々尊内様へも宜敷被仰上可被下候。棟蔵様、おくに・鶴右衛門よりも御悔被仰下、御惱志奉謝候。是又宜敷被仰通可被下候。直人事、久貝氏引取、又々御厄介ニ相成罷在候趣、全不肖思案違より如此成行、後悔罷在候。いつも
 〱御厄介而已相懸、恐入申候。

一筆啓上仕候。然は愚父事、去月廿日朝、容躰少々不出来、昼頃より又々平常ニ相復申候。但氣力弱候様相見申候。併其夜も深更迄起坐罷在候。翌廿一日朝、前朝二倍シ氣勢尽果、昏々心睡無程相果申候。折角遠境引取、今一應は兎も角全快為致、十年來之取もつれ相片付、帰国為致可申ト相心得、事ニ触レ氣ニ不入異見等申向候處、無其詮今更後悔仕候。貧中何事も不任心、甘旨之養不行届而已、遺憾不過之候。天涯之客死、定而孤魂淋敷存候半。三年之間は此地留在、墳墓之掃除相勤可申覚悟ニ罷在候。直人便為香奠金三百疋御患投被下、難有奉存候。早速手向申候。定而感悦拝納可仕候。去月十七日、嶋原和熟執合之状等相認、平左迄相頼置候處、廿一日之儀ニ而其俣ニ相成候。愚父存生中より強和熟相好不申儀ニは無之候得共、只本家へ五千金出金為致候存念より和熟出来不申儀ニ而候。然はいつれにも和熟取結ヒ、妹共事彼地へ相片付候手段取計申度候。就而は直人事、忌明次第、彼表へ差遣申度候。尚直人出府之上、以直口上御賢慮可奉伺候。先は幸便此段申上置候也。

恐惶謹言

安井先生 侍史中 五月十二日 北有馬太郎 廣矛（花押）

*年代は、貞太郎の父寛平の死去が報じられていることから同定する。息軒の忠告を容れて貞太郎は軽拳を思いとどまり、寛平は約半年の飯岡で闘病の末、貞太郎に看取られて四月二十一日に亡くなった。貞太郎は客中に歿した父を悼み、飯岡に留まって服喪の三年を送りたいと書いている。寛平の死去を知った息軒は、門人となっていた直人をすぐに飯岡に向かわせ、香奠を託した。また、息軒の妻佐代や長男棟蔵ら安井の家人からも悼辞があった。

書翰の後半は、島原の中村本家との和解交渉の話題である。父寛平と本家との間には過去に確執があり、寛平一家は島原を離れて久留米に移住する原因となった。寛平の死の直前、本家との和解交渉が始まっていたが、寛平の忌中が明けたら、その交渉のために直人を島原に派遣したいと息軒に相談している。

11〔安政四年（一八五七）〕五月二十七日付 息軒六十歳

貞太郎三十一歳

（封） 安井先生 侍史中 北有馬太郎

五月十三日同十六日両通之尊翰、同廿一日相達、難有拝誦仕候。時分柄愈御機嫌能被成御座、奉恐寿候。御一同様にも御多

祥奉珍賀候。爰許愚父二相別候後、充空・直人滞留、大勢二而兎哉角紛レ罷在候。御安慮可被下候。尚又近頃之異聞等縷々御示被下、難有奉存候。

隙中之遺愁、御心付之程、別して奉感佩候。今度任遺言、本家和熟之為、直人事、西国へ差下し申候。三月頃迄は和談之儀、愚父一向二承引不仕候處、四月中二相成候而は漸ク怒りも相解、私より和談掛合候様申付候間、十八日頃書状相認、館主迄相托置候處、廿一日之変ニ而其俣ニ相成、其儀未整中相果、嘸々残念可存候。右二付、直人儀彼表へ差下し、京都二罷在候四郎事同道下向仕、嶋原在住為致候心組ニ仕候。直人事ハ先年本家相續人ニ相立居候嫌も有之故、四郎事ニ相定申候。併未タ幼年二候間、直人儀後見ニ相立、一家取立候仕組ニ候。四郎事、当年十四歳ニ候得は、いづれ三四五年は直人後見不仕候而は相叶申間敷、其上は直人事彼地永住仕とも、又ハ別ニ一身相立候とも、可任当人之心候。委細直人より可申上候。右之次第二候間、折角御心切ニ御示被下候沓掛村之儀も先見合可申候。御状は則返納仕候。尚嶋原掛合之趣、別帳ニ相認、御一覽相願申上候。乍御面倒、御覽可被下候。相成儀ニ候ハ、中村甫助、八木與一右衛門、八木徳左衛門、八木秀雄四人連名ニ而御書一通御添被下候ハ、直人相談口宜敷かるべく奉存候。五郎事当春相頼、今更引取候も餘り得手勝手之様ニ相当り、對春桃院氣之毒千萬、奉對先生候而も恐入候次第二候得共、全く

愚父病中、邪魔ニ致候而其御地へ相願、七八年も預置候心得之處、死去前ニ至是非私手元ニ差置、讀書為致、十五歳ニ相成候ハ、醫者ニ仕立呉候様申聞候間、折角春桃院ニ而も世話致呉候を引取候段、甚難申出次第二候得共、段々世話相重り候上ニは尚更難申出仕合ニ候間、何卒先方へ宜敷様、愚父申條我俣ト不被思候様、御尊慮可被下候。

細川家一條被仰聞、難有奉存候。愚父存命中ニは葉餌甘脆之奉も兎角不行届ニ候間、笠仕之儀も相急キ申候得共、最早愚父亡後ニ相成候而は、如何様貧苦仕候とも、三ヶ年之間ハ墓前之香花相勤可申覚悟ニ候。故国郷里ニて因果候ハ、是程迄ニは存申間敷候得共、千里外之客死、靈魂も定而淋敷可存ト存候へは、此地引離れ候儀便なく被存候間、先当分仕官之望相止申候。只々諸方之借財、奉始先生、未夕相片付不申段、心外之至ニ奉存候。今度、五郎迎として直人差上申候。未夕忌限も相立不申候得共、餘り手後れニ相成、嶋原出立之期も延々ニ相成候故、先三十五日為相濟、出府為致候。右申上度如此候。尚直人より可申上候也。恐惶謹言。五月廿七日 北有馬太郎

息軒先生侍史中

尚々漸時候ニ相成候得共、未夕平年程之順氣気とも覚不申、折角御自重可然奉禱候。府下之異聞等、此邊ニも流聞致可申候得共、何方へも出不申候故承不申、御示しニ而始而承り申候。墨夷之事、其後は如何相成候哉。英将ハ何事ニ而渡来仕候哉、被

仰聞可被下候也。

*年代は、父との死別や島原の名家との和解交渉のことが話題になっていることから、同定する。

四月二十一日に亡くなった父寛平の三十五日忌を済ませると早々に、前書に予告したとおり貞太郎は弟直人を江戸に派遣した。本書翰は直人が息軒に持参したものである。貞太郎がこの時直人に託した所用は、正月に医学修行のために江戸に送り出したばかりの弟五郎を手許に呼び戻し、また父の死により頓挫していた島原の中村本家との和解を進めることであつた。「春桃院」は息軒の紹介によつて五郎が師事した医者と思われる。貞太郎は、直人に京都にいる弟四郎を伴つて島原に遣わし、直人を後見人として四郎に島原の家を継がせようと考え、また和解交渉を有利に運ぶために息軒に島原の親族宛の口添えの書翰を認めてほしいと依頼している。「中村甫助、八木與一右衛門、八木徳左衛門、八木秀雄四人連名」とは、中村本家の当主および貞太郎の母方の実家八木氏の人々である。

一方、貞太郎自身については、息軒や芳野金陵から勧められていた細川侯（既述の谷田部藩か）への仕官は、父が亡くなった今となつては、服喪のためにもこの土地を離れるに忍びないから、断りたいと述べている。

参考〔安政四年（一八五七）〕六月十三日付 安井息軒宛田中

河内介書翰

裏二番町権ノ木御番所前 安井仲平様 田中河内介

任幸便呈一書候。大暑之節、御渾家御揃益々御安寧可被成御座、珍重不斜奉賀候。小生無恙候。御消念可被下候。其後ハ実ニ御無音、多罪々々。御容恕可被下候。僕儀も太郎より御承知被下候通、東下之心組ニ候得共、少々不都合之事有之、起越罷在候。乍併当秋ニも相成候得ハ、是非々々下向仕候。萬端御厄介宜敷奉希候。先は任幸便、御安否御尋申度、期後音候。頓首。不悉。

安井老先生 函丈 六月十三日 田中河内介

二白、時氣折角御厭、御自重奉祈候。乍憚御満堂様へ宜敷御致聲奉希候。已上。

*年代は、宛先に記されている息軒の住所「裏二番町権ノ木御番所前」が、安政四年に移住した「善国寺谷（麴町善国寺谷上裏二番町）」を指すと考えられ、また書中に貞太郎（太郎）の名が見えていて貞太郎と須磨子の離婚（安政五年五月）以前と考えられることから、推定する。

12 〔安政四年（一八五七）〕九月十三日付 息軒六十歳 貞

太郎三十一歳

松尾三郎持参之尊書、未夕御請も不申上内、八月十日之尊書、

并京師之状、九月三日相達、九月三日之尊書、同十一日相達、追々拜見難有奉存候。次第寒冷相催候處、愈御機嫌能可被成御座、奉恐賀候。將又皆々様御揃御安祥、奉恭喜候。尊内様御病状如何ト御案申上候處、御状之趣ニ而、先日中又々御下利之御気味、御心配奉恐察候。併其後御止り之御様子、安堵仕候。兎角当年は不揃之気候、困入申候。爰許お須賀母子共、追々肥立申候間、必御心配被下間敷様、被仰上可被下候。乳汁は逆も出不申候得共、是は近鄰之情ニよりて頃日大ニ肉付、貫乳ニて餘りふとり、世間ニ氣之毒なる程ニ候。今之處ニ而米ヲ遣候而貫候。乳親之外三人、都合四人之乳ヲ貰候故、一向乳之不足無之候。只夜中之乳ニは困り候故、佐藤民之助傳授之飯嚼相用申候。此飯嚼之事、日本紀神代卷、葺不合尊之處ニ相見申候。彼尊も母海神之女ニて、産蔭ヲ見られ候ヲ恥チ、生子ヲ捨て海ニ帰入玉ひし後、此尊無乳汁、仍て此飯嚼ヲ以テ日足參らせ候由。先日、佐倉佐藤舜海相見候節、此物語仕候處、始而聞得候説ニ而、西洋醫方之書杯ニも一向無之、至極乳代ニ相用候ニは良方ニ候。其方ならハ、小兒腹中ニも障り申間敷由、同人申候。此等ヲ以て相考候ても、本朝古代ニは宜敷醫方有之、後世外国之方之ミ信用致候より、古代之良方すたり候儀ト被存候。一、古不易墓之義縷々被仰聞、難有奉存候。いかにも疑敷條ト存居候處、訛傳之由説有之趣承り、始了然仕候。尚又左之通奉候。防墓崩之節ニ、吾聞之、古不脩墓、鄭注脩猶治也ト相見

候得は、如仰掃除不仕之義トハ鄭玄も見不申様被存候。又同篇二、易墓非古也ト申一節相見候。注文、易謂芟治艸木、不易者丘陵也ト相見候。此注文一向分不申候。鄭氏之意ヲ相考候二、防墓崩之節二有之候墓ハ即子墓也。此節二有之候墓は丘陵之事也。仍テ墓ハ掃除仕候得共、丘陵は掃除不仕ト申意之様相見ヘ申候。然は漢土周時代は、墓ヲ作候ニは必ス丘陵ヲモ新ニ築立候者ニ候哉、又ハ自然之丘陵ニ就而墓ヲ作り、其丘陵之艸木ヲ芟治不仕ヲ不易墓ト申候儀ニ候哉。又被仰聞候、朋友之墓有宿草而不哭ト申儀茂、不脩墓ニより自然有宿草候様成行候儀ニ有之間敷哉。亡者之子弟親類杯も有之候ヘは、脩墓之風俗候ニは自然掃除等も可仕ニ、宿草生茂候わけも有之間敷、是は葬時地形杯直し候而、草木も伐拂置、其後者一向手入も不仕より、宿草有之候様成行申候ニは有之間敷哉。故ニ有宿草は只歳月之既久ヲ宿草ニて知候故、哀も既尽候て不哭之儀ニは有之間敷哉。東郭墻間之祭者もかの遺奠杯之儀ニ而、新葬之人之墓間ニ就而祭候者之祭餘を乞候儀ニハ有之間敷候哉。詩の墓門は、矢張齊国之東郭杯申所之如く、衆人墳墓有之候所之惣門之儀ニ而、一家之墓所之門ニは無之由ニ見候ては如何。又周末齊国即墨城ヲ燕將攻候時、即墨大夫田単之計ニて反間ヲ入、燕將ニ城外之墳墓ヲ破却為致、城内士卒憤激之氣ヲ起サシム杯見ヘ候得は、是も城内衆人之墓所一所ニ有之候様被存候。周礼墓大夫有之候ハ、周王家之墓大夫ニ而、下々ニ而右様之事迄は行届不申

ニ有之候半。墓大夫杯備ヘ置候儀は、天子故之儀ニは有之間敷哉。預御示、孔子不知父墓之不近人情之義は訛傳之説ニ而、さこそ可有之ト了然仕候得共、惣して席ヲ重して墓ヲ不重風俗ト存込候故欤、兎角漢土人は墓所之沙汰餘り不仕候様被存候。乍御面倒、今一應右奉伺候條々、御教示被下候ハ、難有奉存候。実ニ御用多中恐入候儀ニ奉存候。

直人事京師表ニ而、和平之儀、河内・主計杯不同意之趣申聞候ニ付、及掛合候趣申越候。亡父之遺命、并ニ乍不肖惣領之拙子為差図差遣候儀ヲ、京師ニて既ニ其議相立得不申、兩人ヘ被申障候而便々京師滞在仕候位ニ而は、嶋原取合之儀無覚束被存候。所詮私一身ニ受取懸り不申候而は、何時迄も一家之落着出来不申候様被存候。兩人申障候儀は、兩人一昨年西下仕、彼方ヘ申向候言葉有之候故、俄ニ和平ヲ乞候様相成候而は、兩人之顔無之故之儀ニ候。僅之顔ヲ立んとて一家之沈淪ヲ差置候わけニは參申間敷存候。此趣荒増申上、御尊慮奉伺候。

中羽家幸より之密報御示被下奉存候。前御状中ニも御示し被下、再ヒ御示御面倒恐入奉存候。彼人屠腹之儀は、下田ニて之儀ニ候哉。実ニ其人一人之罪ニハ無之候。不便之儀ニ候。崎港渡来之魯夷船、被仰聞候通り蝦夷地ニ而之儀、実説ニ候得は一通り之儀ニは有之間敷、今日之域中、追而多事、此末之儀、如何可有之哉。

事にふれきくもうき世のうき筏いか、此末なかれはつへき

鳥渡ケ様仕候。兎角油断無用之世中ニ相成申候。尚此後時事入御聴候儀候ハ、為御知可被下候。追々七八人も切腹致候ハ、却而宜敷候半欵。良策有之候而も、非其人則不行。日本之国脉ヲ強むるにハ、何分人ヲ鑄直し不申候而は六ヶ敷候。良策あるも非其人ハ良策ニならず。奉行職位之處ニ何程之膽略才幹之士有之候而も、主相非其人則猶無か如し。如何共すへからざる世ニ成行候もの哉ト、今ハ浩歎之外無之候。本郷丹後守ト申ハ無非無誼、御取次職ニハ相應之人ニ而、却而才覚有之候人よりは宜敷候得共、参政杯は存も不寄儀ニ可有之候。十年前迄は二千石之人ニ候処、追々加増七千石ニ相成申候。今度参政昇進致候ニは、定而一万石ニ相成候半。近代之立身ニ候。いつれニも好運之人ニ候。土岐は両番頭ニ候處、其後浦賀へ転任致候様覚居候。御勘定ニは何役より転し来候哉。如何様之人ニ候哉。上書之儀実事ニ候ハ、少可取儀ニ候。併し是も始終之儀如何可有之哉。今世ニ而ハ御徒士頭糟谷弥右衛門、是は才幹は存不申候得共、随時て移候人物ニは無之候。昨年春頃欵辞職仕候。是は近頃之芳話ニ候。同人辞職之砌読候歌、

斯までも変るものとハ思ひきや弓矢とる手ニケベルもてと

は

上より再三御勸も有之候得共、固辞退役仕候由。当世珍敷話ニ可有之候。

一、犯疆録寫本之儀、如仰桜任蔵方ニ而相頼候ハ、都合宜敷候

半。同人寫本屋致候儀は、松尾三郎よりも噂承候得共、松尾噂ニ、只諸人秘候先頃流行之蘭書翻訳物多分写本仕候由申候故、犯疆録之儀一向氣付不申、同人手ニ而如何ニも手ニ入可申、何卒御序之節、同人へ御懸合見可被成下候。尚忝冊出来上り候ハ、御廻可被下候。其上ニて京師へ差立可申、跡之儀は宜敷候間、只忝冊丈御廻可被下候。

含英故本、誠御面倒奉願上、重々恐入申候。殊ニ存外之下價、別して難有奉存候。則御振替之代料南鐐一片、当便差上候間、乍恐御落手可被成下候。

一、京師へ之状、六日限ニ而差出度候間、御用多中別して御手数相懸、恐入候儀ニ候得共、江戸屋迄御差出可被下候。右は申上度、如此候也。謹言再拜。

息軒先生 侍史中

九月十三日

廣矛

尚々、返ス〜もお須賀母子之事、御案被下間敷様、尊内様へ呉々被仰通可被下候。尚又御自分様尊躰御大切御加養折角奉勸候。外々へ之状差して急候用事ニ無之候間、御使出候序、御届被下候而宜敷候。

*年代は、「お須賀母子」すなわち須磨子と長女糸子の授乳のことが記されていることから、安政四年と同定する。須磨子は母乳の出が少なかったため、糸子は近隣から貰い乳をして育ったが、夜泣きする際には飯を咀嚼したものを与えているという。この『日本書紀』神代卷下、葺不合尊のところ

見える「飯嚼」の方を伝えた「佐藤民之助」は、和方家として知られる佐藤方定（別号鶴城）のこと。また貞太郎がこの方法を披露した「佐倉佐藤舜海」は、佐藤泰然の養子での洋医として著名な佐倉藩医の佐藤尚中（一八二七～八二）、貞太郎と同年齢の三十一歳である。

「古不易墓云々」は、飯岡に留まり三年の服喪を語る貞太郎に対して、息軒が書翰の中で恐らく『礼記』檀弓上の「吾聞之、古不脩墓」「朋友之墓、有宿草而不哭」を引いて、貞太郎が墓に固執することの非をそれとなく注意したのである。また「孔子不知父墓之不近人情之義は訛傳之説二而、さこそ可有之卜了然仕候」とあることから、恐らく檀弓篇の故事を持ち出したのは貞太郎の方であったと推測される。貞太郎は息軒からの説明に感謝しつつも、当該箇所解釈について注疏の説を引きながら重ねて教えを請うている。しかしながらこの返事は、心底から古典解釈について師に教えを請うというより、仕官等の新しい道に踏み出すようにという息軒からの忠告を逸らす意図があるようにも読める。

直人が島原に赴き本家と和解する案件については、京都で田中河内介と中村主計が難色を示したため、直人は京都で足止め状態にある。一昨安政二年に、田中河内介と中村主計は西国下向の折りにこの件について中村本家に対して強硬な態度で談じたらしく、それが障碍となっているが、貞太郎はあ

くまで和解の道を探っている。

「本郷丹後守」は旗本本郷泰固で、御側衆から昇進してこの時、一万石に加増され若年寄となった。「土岐」は、旗本土岐朝昌で、書院番頭から浦賀奉行を経て勘定奉行に昇進。

「犯疆録」は、アヘン戦争について清人が著した『夷匪犯疆聞見録』六巻のこと。この年、高鍋藩の明倫堂から木活字本が印行されており、幕末三公子と唱われた世子秋月種樹は息軒の門人でもあったから、入手は困難ではなかったと思われる。ここではその重鈔本のことか話題に上っており、「寫本屋」をやっているという「桜任蔵」は、常陸国真壁の出身で藤田東湖に学んだ勤皇家で、本姓小松崎、名は真金、初め相良芳太郎と称した人物。

「含英故本云々」は、貞太郎が息軒に送付を依頼していた清・劉文蔚撰の韻書『詩韻含英』が、古本で比較的安価に入手できたことを感謝する文面。同書は十九世紀以降、近年にいたるまで我が国では作詩に必携の書として、極めて多くの版が作られている。恐らく貞太郎自身のための本ではなく、作詩を門人に手ほどきする際に使用するのであろう。

13 〔安政五年（一八五八）〕正月十一日付 息軒六十一歳

貞太郎三十二歳

尚々所之品ニは候得共、海草一把、為年賀之印進呈之仕候。

御笑留可被下候。尚製方之儀は、豊吉へ口附仕候。御聞可被下候。尚々紙上申洩候様奉存候。委敷豊吉より可申上候、又拜。

豊吉罷越、尊翰拜誦。改年之御吉祥、千里同風、目出度申上候。愈御機嫌能被成御超歳、皆様へも御安祥御加寿目出度御祝申上候。次ニ爰元皆々差揃、無事越年仕候。乍憚御降心可被下候。

一、為年賀品々御取揃御恵投被成下、難有拜受仕候。毎々之儀御札難申尽候。

一、津軽様之一條、芳野老人御芳志之段、過分之儀、深々忝奉存候。尚又縷々御教示之趣、難有奉存候。三年之喪相動申候心得ニは兼て無之候得共、遠境之客死故、一入心淋敷可存、亡父之心中推量申候而、責而三年之間墳墓之掃治相勤、孤魂相慰メ度ト申迄ニ而候。本より人之寓客之身ニ候得共、自分トして意ヲ立候儀不相成儀ニ候得共、幸館主請置候年限も三年ト有之候故、他所へ轉し不申、当地ニ而如何様之困難仕候とも動不申心得ニ而、昨年中も申上候儀ニ有之候。然處、本宅悴昨春以来病氣ニ而稽古相休ミ、当分之儀ト相心得罷在候處、昨年中も終ニ墓々敷稽古不仕候。元来精神ニ関係仕候病症之内ニ而、何れ氣永之療養ニ無之候而は治療難相成趣、付而は当年も稽古仕候儀、何共無覚束相見申候。不肖当方ニ招相受候儀は、右本宅悴讀書世話之儀所主ニ候。然處其者稽古世話不仕、便々罷在候而

は、我親墳墓之伽致度迎、無功之食ヲ受ケ、人之厄介ニ相成罷在候姿ニ相成、不相濟儀ニ存候故、旧冬も平左へ其趣申談、親共一周忌相仕舞、早々引取可申候。何卒乍厄介一周忌迄は差置呉候様相頼候處、平左申聞候ニは、本より三年之儀は御約束申上置候儀ニ候共、^は仮令本宅悴稽古不仕候共、懸御心被下間敷ト之儀ニ候。先方より右之趣ニ申候迎、素餐仕罷在候儀、對先生候而も恐入且愧入候儀ニ付、一周忌迄当地へ罷在、其上は又何方へも転寓仕候心組にて、早春此趣早々申上可申存罷在候處、未夕片付不申儀共有之、既ニ昨日半切等用意仕居候處、豊吉罷越、預尊書、別して津軽様之儀御示し被下、誠ニ仕合至極ニ奉存候得共、終身之決着之儀ニ候得は、餘り望ミニも無之處ヲ、差当り身之差詰り候迎、奉公相究メ候も如何ニ奉存候間、芳野老人之御悩忠ニ對し、恐入候儀ニは候得共、何卒不惡被仰断可被下候。不肖兼而之内願は、薄祿は辞不申、且又身ヲ辱候儀も厭不申、只々公儀へ近寄度之志願ニ而有之候。何卒シテ幕府政柄ニ御携り被成候御家相望ミ申候。此儀は兼々預御異見候儀も有之候ヲ、又候押而右様申立候儀、至頑之者ト被思召候半も恐入申候得共、何分外諸侯家は餘り楽ミ不申候。決して三年之喪制ニ拘り候而、ケ様申上候筋ニは無之候。然は当地引取、何等之術ニ而生業相立候心得ニ候哉ト思召も恐入候得共、先ツは浪人ニ而兎角渡世仕、武州之内、江戸より十里内外之地ニ永住之覚悟相定、是迄仕来候齟口術ニ少々之商ひ等仕り、暮

方之儀は詰メ候上ニも相詰メ候而、其土地之住人ト相成候而、
 兎や角ト渡世可仕覚悟ニ候。是迎も見込之儀は無之候得共、川
 越在之方位家之口之様なる口ニ而も、又其他如何之口ニ而も、
 其土地之住人ニ相成候手段仕度候。只心外ニ存候は、是迄人様
 ニも御迷惑相懸ケ、其弁へ方之儀手後れニ相成、次第遅ニ仕候
 儀、是は何共赤面之仕合ニ奉存候。数年來先生ニも度々之御迷
 惑奉掛、此上ニも家内儀御預ケ申上候様なる儀仕候而は、不相
 濟儀ニ候得共、今度一轉仕候後は不慮之儀も有之間敷存候間、
 罷違候而も家内儀一年も御預り被下思召ニ御定メ置かれ、其内
 不肖如何ニも取付候儀可仕候。青柳[■]・飯能邊ニ少々心当り之儀
 も有之候間、幸豊吉罷越候ニ付、右之地一応相談仕向ケ申候。
 旧年小金井安益子へも書問之序、彼近地之事頼置申候。尚彼方
 角江戸より十里内外之地ニ御耳寄之儀も候ハ、被仰示可被下
 候。尚追々可申上候。豊吉帰便より御請迄如此候也。恐惶謹
 言。

息軒先生 侍史中 正月十一日 北有馬太郎 廣矛

(花押)

尚々外狄事状色々相変候趣内、善変候事は日本之仕合、悪変候
 は墨夷之仕合奉存候。御仰聞候中ニも、溝口五左衛門殿事、近
 頃頼子敷事、実ニ奉感歎候。尚平生之事共、委敷承り度所望
 候。尚又岩瀬修理殿事、是も近頃之大出来ニ候。先年御目付相
 勤られ候人ニ候。近頃は御御役ニ候哉。堀殿儀は近頃風聞不

承、今以箱館奉行ニ候哉。尚又水野筑州風聞如何候哉。土岐豊
 前守上書之趣は、其後委敷風聞御耳ニ入候哉。御聴ニ相成候
 ハ、承度奉存候。返ス〜も溝口五左衛門殿事は近頃珍敷御人
 ニ而、諸人之葉ニ相成、難有儀難申尽候。尚追々可承候也。

*年代は、「家内儀御預ケ」すなわち須磨子が実家に帰され
 ることが記されていることから、同定した。須磨子は時に三
 十一歳、安政二年三月以来、三年弱の結婚生活であった。

この年の正月、貞太郎一家の家計はますます苦しくなる一
 方で、須磨子が嫁入りの時に持参した衣服は全て質草となっ
 ていた。須磨子からその請け出しを頼まれた息軒は、請け出
 した分を四女の嫁入り道具にしても構わなければ幾らか捻出
 しようと、こちらも苦しい返事を出している(『書簡集』一
 四〇頁、安政五年正月九日付、須磨子宛息軒書翰)。また婿
 の貞太郎には仕官する気などないとは知りつつも、幼子を抱
 えた身重の須磨子の見るにつけて、息軒は芳野金陵から紹介
 された津軽藩への仕官を勧めずにはいらなかった。しかし
 ながら、本書翰の前半に見られるとおり、貞太郎はこの期に
 及んでも、一生に関わる問題だから、困窮しているからと言
 って、望まない奉公はできないと断った。そして、以前同様
 の希望を洩らし息軒から注意をうけたことがある「幕府政柄
 ニ御携り被成候御家」への仕官希望を重ねて述べている。こ
 れも勤皇活動に挺身するために仕官を断る口実と見るより他

ないであろう。

以前は固執していた三年の服喪についても、貞太郎が教導すべき生徒「本宅伴」が病気で修学できないため、徒食しているのは心苦しいから、一周忌を済ませたら飯岡を離れたいと、今では言い出している。だが徒食云々も口実であろう。

貞太郎の本心は、「浪人ニ而兎角渡世仕、武州之内、江戸より十里内外之地ニ永住之覚悟」、「川越在之方位家之口之様なる口ニ而も、其土地之住人ニ相成」のあたりにあり、冒頭にあげた安井小太郎の言う「関東拳兵論」の実現を夢見ていたものと思われる。

本書翰を翌十二日に受け取った息軒は、早速、返書を遣わして、二月に入ったら長男棟藏（須磨子にとっては弟）を迎えにやると報じている（『書簡集』一四一頁、安政五年正月十二日付、須磨子宛息軒書翰）。正式な離婚は五月のことと言われている。安井家に戻った須磨子は、六月十九日に小太郎を出産した。

尚々書きの「岩瀬修理云々」は外国奉行岩瀬忠震が米国総領事ハリスと行った一連の交渉のこと。「堀」は、嘉永七年（安政元年）より長く箱館奉行を務めている堀利熙。「水野筑州」は、前年十二月に田安家家老を拜した水野筑後守忠徳のこと。「土岐豊前守上書之趣」は前出の勘定奉行土岐朝昌（この時は摂津守）のことであろう。

（謝辞）

本稿の掲載にあたり、安井息軒顕彰会の諸岩則俊氏、宮崎市清武町のきよたけ歴史館の川口眞弘館長、新名一仁学芸員ほかの皆さまに多大なご協力をいただきました。また、日本漢文教育推進室の事業として進めている公開講座の受講者各位にも、中村貞太郎ゆかりの島原・奥富・南千住などの現地調査に関して、ご協力いただきました。ここに記して謝意を表します。

参考文献

- 安井息軒『故旧過訪録 遊従及門録』、秀英社、一八九七
坂本箕山『有馬義源公』、東京郵便通信社、一九〇八
『史蹟真壁城址の概要・勤王志士桜任蔵の逸事』、真壁町教育会、一九三五
「北有馬太郎日記」『久留米藩史料選』一九七二
黒木盛幸『安井息軒書簡集』安井息軒顕彰会、一九八七
森鷗外『安井夫人』『鷗外全集』第十五卷、岩波書店、一九八八
小高旭之『漂泊の志士 北有馬太郎の生涯』、文芸社、二〇〇一
高橋智『安井家の蔵書について―安井文庫研究之二―』『斯道文庫論集』三六、二〇〇二
徳田武『安積五郎と清河八郎』中、『明治大学教養論集』四二五、二〇〇八
町泉寿郎『芳野金陵宛安井息軒書翰（芳野家所蔵）の解題と翻印』『日本漢文学研究』九、二〇一四